

博士學位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第20号

2015年

東京国際大学

は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的とし、2015 年 3 月 21 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は同条第 2 項（いわゆる論文博士）によるものである。

目 次

| 学位記番号 | 学位の種類 | 氏 名 | 論 文 題 目 | 頁 |
|---------|-------------|----------------|--------------------------|---|
| 甲 4 6 号 | 博 士 (商学) | ちよう うき 張 于暉 | 中国における会計監査制度とガバナンスの現状と課題 | 1 |

| | |
|----------|--------------------------|
| 氏名・(本籍地) | 張 于暉 (中国) |
| 学位記番号 | 甲第46号 |
| 学位の種類 | 博士 (商学) |
| 学位授与の日付 | 2015年3月21日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 |
| 学位論文題目 | 中国における会計監査制度とガバナンスの現状と課題 |
| 論文審査委員 | (主査) 教授 鯖田 豊則 |
| 論文審査委員 | (副査) 教授 増田 正敏 |
| 論文審査委員 | (副査) 教授 田宮 治雄 |

I. 論文内容の要旨

1 本論文の研究目的

2001年のWTO加盟以降、中国では急速な経済発展が続いている。米国を震源とする国際的な金融危機などの影響により成長が鈍化しつつあるとはいえ、2008年のGDP成長率は11.4%に達しており、8月には北京オリンピックも開催されるなど、中国は相変わらず巨大な市場としてグローバル経済の中での影響力を保ち続けている。日本からも多数の企業が進出しており、中国が日本企業にとって必須のビジネスフィールドであることはいうまでもない。

しかし、頻発している中国からの輸入食品の安全性や知的財産に関わるトラブル、また国内民族運動への対応のあり方からもしばしば指摘される通り、日本と中国の間には政治システムや法制度の違いを始め、コンプライアンスに対する意識や労働観などに関して大きな文化的差異が存在する。そして、このことが日系企業の現地拠点に対する管理統制を困難にし、不正や重大なトラブルを引き起こす要因となっているのも現実のようである。

他方、2008年に日本において全面的に施行された金融商品取引法の下では、子会社や関連会社を含めた企業グループ全体に亘る内部統制の構築が求められている。また、現地での労働契約法施行により、中国に拠点を置く外資企業では、優秀な人材を確保し有効に活用するための人材マネジメント戦略の練り直しが急務となっていた。中国企業が今後も市場で永続的に事業を発展させていくためには、人的マネジメントを含めた幅広い観点からコンプライアンス管理を徹底し、中国社会の特性を踏まえた上で有効に機能するチェック体制を確立することが重要な課題であるといえるだろう。

中国の市場経済制度のインフラストラクチャとしての会計・監査制度の整備

は、1985年1月に公布された「中華人民共和国会計法」から始まり、30年の歳月に渡って、会計法、会計・監査準則の体系等を含む関連法律法規の大改定が行われている。

近年の動向を見ると、2005年11月7日と8日に中国財政部の中国会計基準委員会（CASC）と国際会計基準審議会（IASB）が北京で会合を開き、12月22日には、中国財政部副部長（財務省副相）王軍氏は、ニューヨークの会合で、監査基準でも国際監査・保証基準（IAASB）に収斂することで合意し、共同声明書を公表した。

一連の努力の結果、中国において、2006年2月15日に、財政部により改正「企業会計基準」39項目および「監査準則」48項目が公表されIAS、IFRS、ISAとの統合化が実現したといわれている。諸外国では、以前から、会計および監査制度は資本市場を支える最重要な経済インフラであるという認識に基づいて議論があったが、今や、中国においても、経済社会の発展を図る上で、欠かせない役割を果たす課題として受け止めている。

これは、金融ないし証券市場におけるグローバル化の流れが、より一層加速することを前提に国際的な歩調に合わせる事が何よりも重要であるということが背景にある。

ところが、2001年12月、会計・監査の先進国として認められるアメリカにおいて、その後の「会計不信」の震源となったエンロン事件などが相次ぎ、これを契機として、2002年7月30日、『2002年サーベインズ＝オックスリー法』（俗称、企業改革法、SOX 法）が成立したことは周知のとおりである。

しかし、このような会計・監査制度の整備が進行する中で、2004年には日本において大和銀行株主代表訴訟事件、カネボウの粉飾決算、西武鉄道の有価証券報告書における不正問題など企業不祥事が次々と発覚した。こうした、不正問題の多発は会計・監査だけの取り組みでは済まされるものではなく、金融市場・証券市場の主役である企業自身の規律付けないし経営者行動のあり方に対して、大きな課題を投げかけたのである。

日米を含む先進国で発生した一連の企業の会計不正とその会計不正への取り組みを考慮し、今般、中国で行われた会計・監査準則への大改正は、中国の経済発展の原動力となる企業の発展ないし金融・証券市場の「正確かつ効果的な情報発信」に如何なる影響を与えられるかとの問題を念頭に、問題意識をさらに「拡張」して、制度の限界にも注目したい。そして、本論文では、これらの限界から、現行の制度への見直しあるいは国際的経験を踏まえつつ、新たな制度構築を提言するのを目的としたい。

2 本論文の構成とその展開

本論文は全5章から構成される。

まず、第1章では、中国における会計・監査制度の変遷と現状について検討している。本章では、中国の企業会計制度の発展過程を3段階に分けてその概要を検討し、監査制度についてはその体系を概略的に述べることにする。

1 中国監査制度の歴史と現状

監査生成の客観的な基礎、監査を生成させた条件の1つとして私有財産制度がある。原始社会においては、生産力が非常に低く、その生産物では生活を維持するのがやっとであった。その時、余剰生産物がなかったため、監査の対象となるような私有財産も存在しなかった。このような状況下では、監査も必要ではなかった。生産力の向上につれて、生産物が生産者自身の生活需要を満たすだけでなく、余剰生産物が生じた。この結果が発生したが、私有財産が多くない場合には、監査は必要ではなかった。しかし、余剰生産物が一部の者に独占された場合に、彼らは自分の財産を管理できず、他人にその保管・会計を委託する際、監査が必要となった。こうして社会の進展につれて会計・監査はますます発展することとなった。

中国における監査は、はるか昔にまでさかのぼることができる。西暦700年代に入ってから中国では、監査の職能の制度が設けられ、不正を厳重に監査することにした。これ以前は、朝廷の財政に関し、監査の任務が遂行されていた。中国においては、企業会計と会計監査の発展は、公会計と公監査の発展によるものと言われてきた。1948年までは、中国の監査制度は、民間監査として実施されていたが、1949年以後、一時期において財政と監査との統一のため、政府監査（公監査）も民間監査（会計監査）も実施されなかった。しかしながら、1980年代に入り、改革開放政策が始まって、先ず、上海に「上海会計士事務所」が設立された。その後、「中華人民共和国監査署」の設置を含め、中国の民間監査が再開され、監査制度が発展した。中国の監査は、昔の公監査から現代の民間監査（企業監査）へ発展した。

2 中国における監査制度の概要と法的フレームワーク

中国における監査の形態は、政府監査（または国家監査）、内部監査および注冊会計師（公認会計士）監査（民間監査または独立監査ともいう）に分けることができる。

中国の会計監査制度は、会計、監査制度の頂点に会計業務全般にわたる最高規範として「中国会計法」が位置付けられ、同法の下で会計業務全般を律する最高機関として国務院財政部門が置かれている。これらが、会計監査準則の根拠

になっており、そのあり方を律する最高機関となっている。また、会計監査準則の性格はアメリカ、日本のように「一般に認められた会計原則」ではなく、法規を構成するものであることが特徴で、これからの離脱は罰則をもって処罰される。

これら法規の具体的内容は主として会計法、会社法、証券法、注冊会計師法などの法律で構成されている。

3 中国における監査制度の体系

中国では“審計”という言葉は会計監査、そして公会計などの意味をカバーしている。国有企業は公企業に該当するから、国有企業監査は公監査である。公監査は、国・地方自治体の政府や非政府の公共団体等の会計、すなわち公会計についての監査を指す。被監査対象が私企業の監査はプライベートセクター監査と呼ばれることにたいして、被監査対象がパブリックセクターである公監査はパブリックセクター監査と呼ばれている。したがって、通常“監査”というと、行う主体と監査される対象によって“政府監査”，“内部監査”と“社会監査”の三つに分かれている。

まず政府監査は国，省，自治区，特別直轄市等各階段の政府およびその部門の財政収支，公的資金の運用状況等を監査することを内容とする。これを監督するのは国務院監査署であり，その下で国家監査部門が監査を実施する。国家監査部門は監査監督権を認められており，他の機関からの影響を受けることなく独立性を賦与されている。中国の政府監査は日本の会計検査院による監査に相当するものである。

次に内部監査は組織体内部における各部門など組織単位の財務，収支，経営活動の監査や監督を目的として実施される。内部監査は各部門や組織単位の責任者の監督の下に，組織体内部に設けた監査担当部門によって実施される。内部監査は外部監査に比べて独立性は劣るが，外部監査を受ける前段階に行われることにより，外部監査の品質が高まることとなる。

最後の注冊会計師監査は被監査会社の会計記録や財務諸表について監査を行い，監査意見を表明することを内容とする。この監査は中国財政部および注冊会計師協会の監督の下に，注冊会計師を構成員とする会計師事務所によって実施される。注冊会計師監査は独立性に富み，公正で信頼性が最も高い。中国では注冊会計師は個人として業務を行うことは認めおらず，会計師事務所に所属していなければならない。本論文が特に重視しているのは注冊会計師監査であり，本稿で取り上げるのは注冊会計師監査をめぐる諸問題である。

第2章においては、会計不正の防止に関する先行研究を分析する。

1 監査制度の研究

1.1 会計不正の防止に関する先行研究

(A) 李文忠 (2005) は、中国社会的アプローチ (注22を参照する) に基づいて中国の財務ディスクロージャーと監査制度を研究対象としている。

(B) 張影 (2005) はこの数十年に中国に起きた代表的な不正事件について、その発生原因と社会的背景を分析し、それと関連して中国公認会計士制度にどのような変化が起こり、いくつかの転換期を迎えた経緯を振り返ることを通して、不正事件の全容を解明する。

(C) 徐陽 (2008) は、現在、世界レベルで粉飾決算などの会計不正の問題が陸続と生起している。このような状況を受けて、企業の会計報告責任 (accountability) を果たすことが益々求められるようになってきた。企業は、企業価値の向上という目標追及以前の問題として、企業の健全なあり方を問う「コーポレート・ガバナンス (企業統治)」が喫緊の課題となっている。

(D) 西崎賢治 (2005) は中国では粉飾事件など上市公司 (上場会社) の会計不正行為が社会問題化しており、証券市場への信頼性にも影響を及ぼしていると指摘された。

(E) 李莉 (2003) や (F) 王喬・章衛東 (2002) は、会計不正行為の動機・要因などを中国企業の実績から具体的に列挙して取り上げている。

(G) 許延明は中国の市場経済の発展に伴って、資本市場は次第に作り上げられ、改善されているなか、企業会計情報の粉飾は日々深刻な問題となったと指摘されている。

1.2 国有企業に関する先行研究

(A) 李平と陳萍 (2000) は、中国国有企業改革の一般的な経路と比較しながら、遼寧省国有企業改革における経路の特徴を分析している。

(B) 付永良 (2003) は、経路依存理論 (注32を参照する) を概観した上で、中国国有企業改革経路に影響する要因を挙げている。

(C) 王渝 (2003) は、1978年から21世紀初頭までの中国国有企業改革を、企業自主権拡大の試み、経営請負責任制の導入、現代企業制度への転換、の3段

階に分けて考察した上で、中国の経済改革の特徴を「漸進的改革」と見る。

(D) 山内清 (2004) は、1979～2003 年までの25 年間の中国国有企業改革を、7 段階に細かく分けて考察した上で、改革プロセスの特徴を「漸進的改革」と考える。

(E) 歐陽恩銭 (2005) は、マルクスの「科学的社会主義」理論や、旧社会主義諸国の公有制理論を「伝統的な公有制理論」と呼び、市場経済と結び付けた公有制理論を「現代公有制理論」と称している。

(F) 黄華 (2005) は、今日まで行政主導のもとで推進されてきた国有企業改革は、①国有企業の財産権改革、②民間企業と公平に競争できるような環境整備、の2つの側面を巡って展開してきたと見ている。

2 コーポレート・ガバナンスの研究

中国においてコーポレート・ガバナンスへの関心が高まった主な理由は、3つあるように思われる。1つは、1993年11月、ミクロ的視点に立った社会主義市場経済の建設を目指して、近代企業制度（その重点は国有企業の株式会社化）の確立が提唱され、国有企業を中心とする企業の改革が推進されてきたことである。この近代企業制度を確立し整備するための基盤として、コーポレート・ガバナンスが注目されているのである。2つめは、上場会社において、会社資産の不正流用、粉飾決算、虚偽情報の開示、相場操縦、インサイダー取引などの不祥事が多発し、証券市場の崩壊を招くおそれが出てきたことである。上場会社の経営を健全にし、証券市場の育成・発展と投資家の保護を図るために、経営の監視、開示のルール作りが強く求められるようになってきたのである。3つめは、2001年11月、中国の世界貿易機関（WTO）加盟により、中国企業が国内外において外国の多国籍企業と競争するためにも、コーポレート・ガバナンスの改革によって、みずからの国際競争力を強化する必要性を迫られていることである。

2.1 コーポレート・ガバナンスに対する中国学者の諸観点

企業統治制度に関して、次の論者によると大体 4 つの代表的な見解に分類されている。

2.1.1 謝徳仁氏の観点(2006)

謝氏の見解は、監査委員会の制度を取り入れ、監事会を取り消す。この考え方は米国の統治スタイルに似ている、あるいは単独で取締役会は企業の外部の

会計事務所に依頼し、企業統治を行う。

謝氏は、中国の現在の資本市場における重要な問題は会計情報の深刻な歪みであると考えている、主に上場企業の大株主からは「流窜匪帮戦略」を採用する。しかし、たとえ大株主が「流窜匪帮戦略」を取ることができない、統制構成の企業会計事項について、中国の上場企業の現在のガバナンス体制は適切ではない。

2.1.2 王立彦氏の観点 (2007)

王氏の見解は、監事会の制度を改善して、監査委員会の制度を取り入れない。以前の“監事会モデル”の基礎の上に監事会の欠陥を克服するため、人員の構造の欠陥、権限の喪失などを改善することによって、監査委員会の監督機能と同様の効果が得られる。

王氏は、「米国のエンロン会社の監査委員会制度」と「中国パソコン株式有限会社の監事会の操作」の内部統制仕組み失敗の事例を分析した後、中国の監査役会を強化する必要性を指摘した。

2.1.3 楊忠蓮氏の観点 (2007)

楊氏の見解は、監査委員会の制度を取り入れ、監事会の制度を改善し、強化して、権限<つまり権力の範囲>を拡大し、取締役会の外部から取締役会に対して監督を行う、2重の内部統制の方法を採択する。2制度を同時に認めるべきだと考え、互いに補充するべきであり、組み合わせることにより、調和、共存することができるとしている。

2.1.4 凌江紅氏の観点 (2009)

凌氏の見解は、日本の会社の構造モデルに似ているが、監事会か監査委員会のどちらかを選ぶ、すなわち監査委員会を設けるならば、監事会の制度を保留しない、上場企業の自身の状況によって設置する。

2.2 コーポレート・ガバナンスの国際モデル

2.2.1 英米モデル

取締役会が業務執行と監視の機能を併せ持っているガバナンス・モデルを1層ボード構造 (singletierboard structure) と呼び、イギリスや米国で典型的にみられる。

2.2.2 ドイツモデル

これに対して、業務執行機関と監視機関が法的にも組織上も明確に分離しているガバナンス・モデルを2層ボード構造 (two-tierboard structure) と呼び、ドイツに典型的にみられる。

2.2.3 日本モデル

第3種類のタイプは日本の2元1層モデルである。日本では、監査役設置会社と委員会設置会社が並存している。

2.2.4 中国モデル

中国は董事会（取締役会）と監事会を同時に設置する二元モデルである。

1.2 上場企業のコーポレート・ガバナンスの特徴

上場企業のコーポレート・ガバナンスの特徴には種々のものがあるが、主なものとして、以下の5点があげられる。

第一に、大株主支配による中国企業における企業統治は監査機能が限定的である。

第二に、独立監査委員会制度は、大株主・政府のため独立性が低く役割を果たせていないが、制度は営業業績促進作用もあり、一概に不十分とは言えない。大株主支配を変えるよりは、独立監査委員会制度の権限と責任、独立性を強化すれば企業統治強化につながる。

第三に、会計情報の信頼性向上は、企業統治健全化の最も基本的な前提である。

第四に、企業統治に関わる諸制度の間には補完関係があるため、個別の制度導入にとどまる限り、企業統治健全化には限界がある。

第五に、コーポレート・ガバナンスにおける独立監査委員会の機能を認識し、取締役の独立性を向上させることを中心に制度を設置していくことが重要である。

第 3 章では、本章の目的は、日本とアメリカの監査制度における発展の跡を遡りつつ、監査における不正の対応策を検討することになる。具体的な内容は以下の通りである。まず、会計・監査先進国と解されるアメリカにおける、不正問題に対する監査上の対応の変遷について概観する。次に、日本の監査基準の改訂及び関連法律の改正について検討・吟味することで、不正のあるべき対応策を検討する。

1 アメリカにおける不正に対する監査基準の整備

監査論では、不正は従業員不正と経営者不正とに分類し、従業員不正と経営者不正への対応をいかに行うかを重要な論点とし、経営者不正をいかに予防するかに力点が置かれている。アメリカでは 1970 年代後半から、経営者不正（management fraud）問題がとりあげられ、その不正を発見する監査人責任が問われるようになったことは周知のとおりであるが、古くは 1920 年代中頃から、不正問題に関する法律や規則で対応がなされている。

2 日本における不正に対する監査基準の整備

日本では、1948 年（昭和 23 年）4 月に証券取引法が制定され、同年 7 月に公認会計士法も制定されるとともに、翌年 7 月には企業会計原則が公表された。1950 年（昭和 25 年）7 月には、監査基準及び監査実施準則が公表されている。これをうけて 1951 年（昭和 26 年）からは制度監査が開始される運びとなり、その後、5 年間にわたる準備段階を経て、1957 年（昭和 32 年）から「正規の財務諸表監査」が実施され、アメリカ型の公認会計士監査システムが導入された。

3 日本における不正に関する法律の改正

2002 年日本の法務省の法制審議会は会社の組織機構に関する商法の改正案を

出した。この商法改正によって、大会社に対して社外取締役一人以上を置くことを義務付ける一方、監査役は廃止することができるようになった。ただし、監査役を廃止する場合には、取締役会は社外取締役を含めた報酬委員会、指名委員会、監査委員会を設け、また執行役員制を導入することが条件となる。いわゆる委員会等設置会社制度であり、取締役会の監督責任と経營業務の執行とを分離するために設けられたものである。監査委員会は、取締役と執行役の職務の執行の監査ならびに株主総会に提出する会計監査人の選任及び再任しないことに関する議案の決定を行う。監査委員会を含めて各委員会は取締役3人以上で組織され、過半数は社外取締役であり、執行役と兼ねることができない。なお、監査委員は、当該会社のみならず、子会社の執行役、支配人その他使用人、さらに子会社の業務を執行する取締役を兼ねることはできない。監査委員は、取締役会に出席と意見陳述を行い、取締役または執行役が会社の目的の範囲以外にある行為、その他法令または定款に違反する行為を為し、またはそのおそれがある場合は取締役会に報告する。計算書類の監査については、執行役が毎決算期に計算書類を作成し、監査委員会の監査を受けることが必要である。

以上の改正は、取締役会からの監査委員会の独立性を強調し、株主財産の受託責任者としての経営者の受託行為を直接に監視する点から見れば、経営者レベルの不正などの発見機能（したがって予防機能を果たす）は株主によるガバナンスに直接的に貢献するものである。

第4章では、中国上場企業の不正会計の現状分析と監査制度及びガバナンスの課題に焦点を合わせる。

1 中国上場企業の不正会計の現状

1.1 会計における虚偽表示の現状

常々、中国企業の会計情報における決算操作などの問題が指摘されてきた。特に、資本市場の重要なプレイヤーである上場会社でたびたび粉飾決算や資金流用といった不正行為が明るみに出ている点は資本市場の発展上、大きな問題となっている。そこで、初めに不正行為の状況を見ることにする。

1. 1. 1 財政部の調査

まず、財政部による調査結果である。これは、政府監査の一環であり、1999年以降、業種を絞った上でサンプル調査が行われている。2005年分では、中央企業集団、不動産開発企業、会計事務所など計94社が対象となっている。結果は、①一部の不動産企業の会計情報がかなり歪められている点が明らかになった。対象39社のうち、会計数字の実態からの乖離は、資産額で93億元、収入額で84億元、利潤額で33億元であり、売上高利益率も実態の22.79%に対し、会計上は12.22%に過ぎなかった（いわゆる、逆粉飾である）。また、脱税や虚偽の取引による銀行からの融資の詐取などの行為も見られた。並行して、②何社かの中央企業の財務管理が混乱しており、内部コントロールが弱いことが明らかになり、また、③会計事務所については、特に中小事務所の内部管理が弱く、監査の手続きを踏んでおらず、故意に虚偽の監査報告を提出するなどの例もあることが判明した。会計事務所については、会計事務所を調査した2004年分もほぼ同様の結果となっている。

2002年分は、民間企業及び会計師が不適正意見を出すか意見拒否した国有企業・国有支配企業など152社が対象である。これによると、資産額が5%以上不正記載されている企業は23社（対象全体の15.13%）、利益額が10%以上不正に記載されている企業数は82社（53.95%）にも上る。なお、これらの不正を働いた企業及び責任者は財政部や関連部門により、処罰されている。

1. 1. 2 中国証券監督管理委員会の調査

次に、中国証券監督管理委員会（以下CSRC）も財政部、審計（監査）署とならんで、政府当局として上場会社の監査を行っている。2002年以降、CSRCが、法律・規定違反として調査した案件は372件に上り、行政処罰は155件（138機関、686人）、市場追放は20件、改善通知書は64件となっている。また、76件が公安（刑事責任）案件にまわされている。

2006年についても、CSRCは、上場会社14社、証券会社4社、公認会計師事務所2社、先物取引ディーラー3社、および70人の責任者に対して、警告、罰金、営業資格取り上げなどの処罰を出している。

ここで、不正行為の内容をCSRCによる過去の処罰を例に見ると、資本金の過大評価、架空取引による収入増、投資収益の水増し、虚偽の投資損失、利息支払いの未計上あるいは資産勘定への計上、在庫評価などの会計方針の不当な変更、計上時期の操作（収入の繰上げ計上など）、簿外資産隠蔽、債務不計上、関連会社取引や関連会社間の合併を利用した決算操作、増資資金用途の虚偽報

告など、様々な虚偽表示がなされていることが分かる。

一般的な傾向として、上場条件を満たすためなどの理由から粉飾決算が行われ、その後も帳尻を合わせる必要があることから、粉飾決算の期間は単年度にとどまらず長期間に及ぶことが多い。また、近年、規模も大きくなっていることも特徴である。（例として、1998年から2000年度に及ぶ銀広廈の場合、1999年の架空利益は約1.8億元、2000年は約5.7億元に上る）。ただし、以前は、こうした不正行為が行われていても、あまり表面化することもなかったが、ここ何年間かは、経済新聞などで大きく報道され、表に出るようになってきたことはある意味進歩と言える。少なくとも問題点が社会で広く認識され、最近では、後述するように種々の措置が打たれてきていることもあり、財政部の各年の報告が指摘しているように、全体として見れば状況は改善方向にあると見られる。

1. 1. 3 色々な私企業の不正会計事件

2002年11月19日に第16回会計師会議が香港で開催された。当会議の香港開催は、着実な経済成長を達成してきた中国への国際的評価を反映している一方で、エンロン事件やワールドコム事件をうけて、ディスクロージャー制度に対する信頼性の喪失についても議題となった。

こうした信頼性の喪失は「誠信危機」という名称で表現する。そこで本節ではこの「誠信危機」をキーワードとして中国証券市場と不正会計事件の歴史を考察する。中国では、証券取引所開設から約20年の歴史のなかで、3回の「誠信危機」に直面してきたといわれる。

2 中国における不正に対する注冊会計師の監査対応

2. 1 中国不正会計の事例

中国では1992年以来多くの不正会計問題が発生した。そして、これらの不正をめぐる訴訟が増加しており、注冊会計師の法的責任も問われている。中国における過去の会計上の不正事例を分析すると、それには三つの段階があったことが分かる。また、不正に対処するため、監査基準及び法律が制定され、会計事務所の改革も進められている。

2. 1. 1 資本金検証報告書問題

1992年から1995年にかけて、資本金検証（验资）報告書に対する信頼性を失墜させるような不正事件が頻繁に発生した。社会に大きな影響を与えた代表的な事件としては、深圳原野事件と長城会社事件があり、この2つの事件の概要を説明する。

(1) 深圳原野事件

深圳原野会社は1987年7月23日に創立され、登録資本金は150万元であった。1988年12月22日に「深圳原野紡績有限株式会社」と社名が変更され、中外合弁会社となり、登録資本金は2000万元となった。その後、1990年2月には深圳市工商管理局の許可を得て、「深圳原野実業株式会社」（以下「深圳原野」）と社名を変更し、証券市場において2450万株を発行して、資本金が9000万元の規模の会社となった。さらに同年12月10日に当該会社の株式は証券取引所に上場され、中外合弁会社としてははじめての上場会社となった。「深圳原野」の経営者は帳簿の改竄等により出資持分を勝手に変更し、経営者自らが株主となり、国有株を優先株に変更するなどの手段を使い、自らは何の資金も払い込んでいないにもかかわらず、会社の所有権を手にした。

(2) 長城事件

1990年に設立された「長城機電会社」（以下「長城」）は、投資者に虚偽の財務諸表と注冊会計師による資本金検証報告書を提供して会社の財務状況を信用させ、資金調達を行うという典型的な資金詐欺事件を引き起こした。「長城」の監査を担当した北京中誠会計事務所は、規定に違反し、基本的な監査手続きを行わずに資本金検証報告書を発行した。

2. 1. 2 国有企業株式公開問題

1996年には国有企業の改革が続き、特に大手国有企業の民営化が進展するにともなって、上場会社数は急増した。その中で地方官僚は管轄する地域経済が発展しているように見せるため、大手企業に無理な株式上場を行わせた。地方官僚が企業の経営者と共謀して帳簿を操作し、虚偽の財務情報を作り出した上で、証券市場を通じて資金調達を行ったもので、「偽装上場」（中国語「包装上市」）と呼ばれている。そのような偽装上場事件の代表例としては、紅光実業株主会社（以下「紅光実業」）事件が上げられる。

3 中国上場企業のコーポレート・ガバナンスの現状と課題

この節では、日本、米国などの国に対し、各国の現行企業統治構造モデルの比較を通じて、中国でどのように本当に独立性、権威性がある、本当に企業の管理層に対して監督を果たすことができる、制約効果がある一つの企業監管機構（独立監査委員会）を設立するのは本章の探求する重要な内容である。前述のように、経済転換期の中国にあって、監査制度の確立と実行時間が比較的に短いため、法律法規は十分ではなく、その上一部の官吏と管理者の不正行為など様々な原因、上場企業の虚偽情報、不正会計は頻繁に発生し、投資者と国家利益に深刻な損失を被らせて、このような深刻な状況に直面して、実効性のある外部監査を導入し、企業の内部統治を強化する必要があると思われる。更に根元から上場企業の財務状況を監視し、つまり監督管理力度がもっと大きくて、もっと直接で、大いに監査の独立性を高まって、それによって不正会計の発生を減らすか抑えることができる。この点に関して、国外先進国の経験は私達が参考にすることに値する。すなわち、上場企業の内部統治機構改革を行って、社内に有効な監管機関を設立し、会社内部の監督管理力度を増大することによって、会計監査の独立性を高めることができる。

第5章では、中国上場企業の不正会計の状況分析に対する不正防止ための制度の取組みに焦点を合わせる。

1 中国不正会計事件の特徴

不正会計は世界的な社会問題である。米国でのエンロンやワールドコムなどの不正事件の分析をすると、監査人の独立性の問題がある。本来であれば監査人は株主の代理人となっているはずの立場である。監査人は株主が選任・任命し、その報酬を決定すべきであるにもかかわらず、株式所有権の分散が進展するなか、いつしか企業経営者へと事実上その権限が移転しているのである。また、会計事務所が独占的に行ってきた財務諸表監査の報酬が頭打ちとなり、加えて訴訟リスクが著しく高まる中で、監査報酬にかわる報酬源として、会計事務所は税務業務や経営コンサルティング業務での報酬へと活路を見いだしていることも影響していた。結果として、監査人が株主ではなく、経営者を「クライアント」と考え始めたことから、その独立性が著しく損なわれている可能性がある。中国の不正事件はアメリカのエンロン事件と比べて監査人独立性に関しての特徴がみられる。

2 不正に対する監査制度の取組み

不正会計事件の防止は3段階の取組みが必要である。

1. 内部統制監査（企業内部）

果たして内部統制監査は不正摘発・防止監査として有効なのだろうか。もちろん内部統制が有効に運用されていれば、従業員の不正は内部牽制により早急に検証することはできよう。その点で内部統制監査は有効であることは間違いないであろう。しかし、不正は財務諸表の虚偽記載になるようないわゆる粉飾決算は従業員不正から生じることは希である。むしろ会社の中心人物である経営者による不正が粉飾決算における主役であることが多いのである。

経営者不正に内部統制は有効に機能するのであるだろうか。これはなかなか難しい問題をはらんでいる。なぜなら内部統制を作ったのは経営者であり、一般的に内部統制は経営者に従属しており、経営者に対して内部統制は無力であるといわれているからである。経営者に無力ともいえる内部統制に関して経営者が作成した内部統制報告書を外部監査人が検討することにより監査を行う制度とはどういう効果を期待しているのだろうか。

内部統制上の重要な欠陥が存在する場合には、将来において決算に不正や誤謬が発生するリスクがあることを意味している。内部統制の実態を内部統制報告書により外部公表することにより、内部統制に問題ある状況が投資家に明らかになる。例えば、内部統制監査により、内部統制が脆弱であることがわかれば、財務諸表に関する虚偽記載のリスクは十分に大きいことが内部統制報告書によって外部に公表される。したがって、投資家は内部統制報告書に記載された情報によって十分な警告を内部統制監査から得ることが可能になる。

2. 外部監査（会計士事務所）

複雑化・多様化・国際化している経済環境のもとにある今日の中国の経済社会において、注册会计师は、量的に拡大するとともに質的な向上も求められている監査証明業務の担い手として、また、拡大・多様化している監査証明業務以外の担い手として、さらには、企業などにおける専門的な実務の担い手として、重要な役割を担うことが一層求められている。特に、注册会计师監査制度については、企業の財務情報の適切性の保証を通じ、資金調達の円滑化を図るとともに、投資家・債権者などの保護、資本市場に対する信認の確保を図り、もって、経済社会の健全な発展に寄与するものとして基本的に位置づけられてきたところである。

このような基本認識のもと、注册会计师には、不断の自己研鑽による専門的知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきことが求められる。

監査の目的を果たし、公認注册会计师の公益上の使命と職責を全うし、担保する制度として公認注册会计师法を改めて位置づけるとともに、この本旨を法制度上明

らかにすることが必要である。

同時に、内部監査、監査役（監査委員会）監査とともに、「外部監査」と言われる監査人については、いわゆる大会社においては監査人が株主総会において選任され、監査を担っていることなどにかんがみれば、監査人は、被監査企業のコーポレート・ガバナンスの重要な担い手としても位置づけられる。

3. 政府監査（財政部監査、監査特派員制度）

国有企業は政府企業に該当することから、国有企業監査は政府監査である。政府監査は、国・地方自治体の政府や非政府の公共団体等の会計、すなわち公会計についての監査を指す。被監査対象が私企業の監査はプライベートセクター監査と呼ばれることに対して、被監査対象がパブリックセクターである公監査はパブリックセクター監査と呼ばれている。

したがって、コーポレート・ガバナンスの充実・強化という観点からも、監査人がその使命と職責を的確に果たすことが求められるとともに、企業経営者の意識改革を促し、監査人の役割についての社会的な認識を広く深めていくための具体的な方策について、注冊会計師協会、経済界、証券取引所など関係者の積極的な取組みが期待される。

3 不正に対する対策

上海証券取引所研究センターが、2000年10月18日公表した「企業統治：国際経験と中国の実践」の報告資料を総合すると、中国の上場会社における企業統治面に存在する問題として、以下の12項目を指摘している。

- ① 株式の流通と非流通の構造が不合理
- ② 取締役の独立性が弱い
- ③ 監査役会の役割が適切に発揮できていない
- ④ 債権者の会社への監督・抑制の機能が小さい
- ⑤ 要である人物（董事長、総経理、党委書記）に支配権が集中している。
- ⑥ 投資の意思決定の透明性及び専門性が低い
- ⑦ 証券・資本市場が未だに整備されていない
- ⑧ 管理者の人材不足
- ⑨ ねじ曲げられたインセンティブメカニズム
- ⑩ 中小株主の利益が適切に保護されていない
- ⑪ 責任追及メカニズムの欠缺
- ⑫ 成熟した株主及び企業統治の文化が形成されていない

以上の分析から判明するように、これら種々の問題が絡み合っ、企業統治メカニズムの欠陥が発生し、会計の粉飾事件が続々と表面化した。その結果、

中国の証券市場に混乱を招く事態となった。これは、粉飾決算など虚偽の決算書を中心とした不正会計、その背後にある経営者の不正が発生したときに、内部統制メカニズムが有効に機能していないことの証左であると考えられる。

4 コーポレート・ガバナンスに対する筆者の提言

中国の企業統治制度を確立するためには、普遍的な企業統治原則を遵守しながらも、法律、金融、文化の側面をも考慮していかなければならないのである。

改革開放後は、国有企業の現代企業制度の確立をめざして、株式会社化を進めると同時に、国有資産監督管理体制の改革が進められた。そのねらいは、国有資産の所有と経営を分離し、党や政府による国有資産運用と企業経営への干渉を断ち切ることであった。

そのための法制度も整備されてきたが、その一方で、党の企業運営に対する関与の方途が強化されてきている。これは、政府は経営には直接関与しないとしながらも、政府と一体の党組織を通じて企業をコントロールしようとするものにほかならない。

換言すれば、利益の最大化をねらう企業の活動に対し、政府の関与は最小限にするという先進資本主義国の考え方とは異なり、中国では国益 (= 党益) を最優先しようとしていることに他ならない。

このような情勢の下で、中国的企業統治構造が出来上がり、特有の問題が存在するのは当然である。中国経済がグローバル化していけば、形式だけでなく実質的に先進資本主義国並みの企業統治構造が求められていくものと考えられる。

そこで、実現のハードルは高いことは承知の上で、三つのことを提案してみたい。

第1は、国有企業の民営化を加速することである。中国政府は、国有企業を安全保障や国家の命脈に関わる分野に限定しようとしており、地方国有企業もその数を減らしているが、その歩みは緩慢である。民営化すべき国有企業を明示し、年次計画を立てて実行してはどうであろうか。

第2は、民営化に当たっては、非流通株も含めて、国有株の大部分を手放すことである。民営化しても政府が筆頭株主のままでは、経営自主権は大幅に制約されてしまうからである。

第3は、第2と関連するが、筆頭株主に対抗し得る態勢を形成することである。前述のように李東浩は、中国独特の企業統治システムが抱えている問題解決には、「牽制力を有する株主が存在するような共同所有・共同支配型の企業統治構造が有効である」と主張しているが、これについて共感し得る。

その第一歩として、国有企業が抱えている非流通株を証券市場に上場し、広く株主を募り、国有大株主以外の株主が団結して、重要事項の決議に影響を与える程度の株式保有割合を確保することが必要である。

中国上場企業におけるコーポレート・ガバナンスの問題は特に近年最も注目される重要なテーマである。中国上場企業にとって有効なガバナンスの仕組みを解明しようとするこれらの先行研究では、経営者、株主の属性やコーポレート・ガバナンスの仕組み及びその機能と市場における当該企業の評価との関係、あるいは当該企業の収益性や生産性への影響に注目しながら分析が進められている。但し、こうした先行諸研究で取り上げられているガバナンスの仕組みには、筆者のアイデアである「内部者支配と大株主支配モデルより独立監査委員会の設立すべき」という視点は取り入れられていない。筆者のアイデアは、中国の実態を踏まえた上で提示されており、中国上場企業のコーポレート・ガバナンスの仕組みを説明するための重要な視点である。この視点に基づく中国コーポレート・ガバナンスに対する理解を更に深めていくことが期待できる。このアイデアが明らかにしたガバナンスの問題と関わる企業改革による企業の業績への影響、即ち企業改革の効果分析等が必要である。こうした分析は更に、中国上場企業におけるコーポレート・ガバナンスの仕組みの今後の動向を展望する際にも有用であろう。

筆者が最も強く主張したいことは、中国の上場企業にとって、国家株や法人株といった非流通株の比率の高さからみれば「株主支配モデル」と言えるのであるが、経営者が政府機関から国家株を授権されている上場企業の現状を考察すれば、「株主支配モデル」とは数字上だけであり、実際は企業内党組織にいる経営者、すなわち「内部者」が中国上場企業のコーポレート・ガバナンスの今後の行方を左右している。このような問題から、政府は制度面から現在の内部者支配による影響を少しずつ緩和させるように法制化が進められている。今後、中国政府に求められることは、段階的に国家株および法人株の売却や流通を促進させるモデルケースを提示し、株式市場の安定を図りながら新しいコーポレート・ガバナンスモデルの構築を創り出すことが何よりも率先して実現していかなければならない。

おわりに（結論）

今後の展望

中国では会計監査（審計）の歴史が長いが、現代的な会計監査制度の導入はわずかに20年ぐらいである。日本や欧米諸国の会計監査制度と比べて、発展・転換期ではあるが中国独特な部分が多いと思われる。中国の会計監査制度を十分に理解するためには、現代中国の社会、経済、立法と司法制度全体を十分に理解しなければならない。

中国の上場会社のディスクロージャー制度は法的に一応整備された。また、外部の監査・監視機構、特に関連行政組織も設置されている。しがしながら、会社側は必ずしも積極的に会社の正確な情報を開示しようとしていないと思われる。まして、株価の変動を操作し利益を極大化するために、粉飾決算をしたり、事業の内容を偽ったりしている違法行為を犯した上場会社もある。

中国において情報開示に対する消極的な行動、情報開示の違法行為・不適正行為をもたらした要因は、新しい市場経済ルールが完全に根付いていないことと、行政の監査・監視機能の弱さ、司法の連携行動の欠如にあると思われる。

企業は多種類の市場に接しており、企業行動が市場に影響を及ぼす側面があると言われている。また、上場会社は上場していない会社と異なり、一般公衆、社会により一層の健全な信頼性、より一層の高い信用性をアピール手段の一つである。しかし、現実には、積極的に情報を開示しない上場会社もあれば、意図的に偽った情報を開示する上場会社もある。したがって、中国にとっては如何に徹底した法を整備し、有効な外部と内部の監査部門の監査・監視機能を構築するかが上場会社の不祥事を防ぐ大きな課題ではないかと思われる。

中国は「誠信危機」と呼ばれる大きな不正会計事件が過去三回発生して、次第に深刻な社会問題となってきた。これらは全て経営者による不正会計行為であった。それを不正会計事件の発生過程、コストとベネフィットに重点を置いた不正会計行為の動機及び会計手法から考察した。

まず、過去の不正会計事件の発生過程を検証すると、株価上昇時に不正会計行為が本格化して、株価下落時・景気後退期に事件が発覚するというサイクルを繰り返していることが分かる。一部の業績の悪い会社は、株価上昇時の時流に遅れまいと業績を過大に計上した財務諸表をもって資金調達を図り、株価下落し、景気後退期に経営破綻などに陥り、不正を隠蔽できなくなって事件露呈するという構図となっている。

次に、不正会計行為の動機の内、中国で顕著なものは資金調達である。中国では間接金融システムが未成熟であることに加えて、金融機関がかつての日本のように不良債権問題に苦しんでいる。こうした状況では金融機関が全ての会社を支援する余力はない。そのため業績の悪い会社も、資金調達方法として直接金融を選択せざるを得ない。そこで業績を過大に見せかけで無理に資金調達を証券市場から図る会社が後を絶たないのである。こうした資金調達動機の罰

則を受けるコストや不正が摘発されるリスクなどと総合的に比較したが、中国上市公司の経営者にとって不正会計行為に踏み切る誘引は高まったといえる。

最後に、不正会計手法について過去の事例を見ると、ほとんどのケースが単純かつ原始的な手法に留まっている。米国のエンロン事件のような、高度な会計技術を駆使しつつ法規の網目を潜り抜けるような手法が採られた不正会計事件は中国では起こっていない。

中国上市公司の不正会計行為の背景には、会社内部の経営者支配・企業集団内のキーパーソン支配であり、こうした背景が中国不正行為を特徴づけている。しかし現在こうした状況に変化が生まれつつある。不正会計事件が証券市場の信頼性低下を招く一因となってきたためである。そこで政府も不正会計行為を放置できなくなり、現在、厳格な法執行と処罰の強化、証券市場の規範化、注冊会計師監査の充実やコーポレート・ガバナンス改善などの改革が急速に進められている。これらの改革は、不正会計行為の防止や摘発といった目的と同時に、中国企業特有の内部者支配・経営者支配・キーパーソン支配の解消についても念頭に置かれていると言えよう。

こうした改革は現在進行途上であり、経営者による不正会計行為に一定の歯止めがかかることが期待される。その一方において、間接金融システムに障害を抱える状況下で、中国上市公司の恒常的な資金不足状態は続いており、したがって経営者に不正会計行為を誘引する根幹の問題は変わっていない。そのため、不正会計手法が高度化する危険性も充分ありえよう。そうした期待と危険性については、今一度、証券市場における株価の上昇・下落サイクルが一回転した後、一つの結論が出てくるものと思われる。

中国における最も特徴的なことは、会計・監査制度の頂点に中華人民共和國会計法が存在し、これが会計・監査準則制定の根拠法規となっており、またその在り方は法律上最高の権限をもっていることである。会計法はその内容から理解されるように、国家機関をはじめ国内のあらゆる組織体の会計業務を指導監督する任務がこれに課されている。これは国家機関、社会団体、企業等の組織体の経営行動や会計行動が不正等に走って国家的資源の損耗、国家利益や大衆利益を損なうことを防ぐとともに、社会主義市場経済が健全に発展してゆくことを経済的インフラとしての会計制度の面から支えて行こうとする意図を読み取ることができる。経済発展に伴って一方汚職や腐敗が横行している現状を、会計制度を強化しその指導監督を通じて改善して行こうとする。

2007年1月新会計・監査基準の導入と2014年の企業会計準則改訂草案の制定により会計操作の余地が減ることが期待される。会計準則、監査準則等を中国は短時日の内に制定し、しかも国際水準を保つ内容となっている。しかしながら高度の水準にあたる会計及び監査準則を規模の大小、企業形態の違い等に係

りなく広く適用するということは、その実践上かなりの困難が伴うものではないかと思われる。中国と日本或はアメリカとで同じ問題进行处理しながらも、この行動原理を異にするのは、それぞれの国の社会体制の相違によるものと思われる。これらの準則の実際上の運用がどのように行われているかについては、研究課題として取り上げたいと考えている。

以上

II. 論文審査結果の要旨

I 論文内容の要旨

(1) 論文概要

2001年のWTO加盟以降、中国では急速な経済発展が続いている。米国を震源とする国際的な金融危機などの影響により成長が鈍化しつつあるとはいえ、2008年のGDP成長率は11.4%に達しており、8月には北京オリンピックも開催されるなど、中国は相変わらず巨大な市場としてグローバル経済の中での影響力を保ち続けている。日本からも多数の企業が進出しており、中国が日本企業にとって必須のビジネスフィールドであることはいうまでもない。

しかし、頻発している中国からの輸入食品の安全性や知的財産に関わるトラブル、また国内民族運動への対応のあり方からもしばしば指摘されるとおり、日本と中国の間には政治システムや法制度の違いを始め、コンプライアンスに対する意識や労働観などに関して大きな文化的差異が存在する。そして、このことが日系企業の現地拠点に対する管理統制を困難にし、不正や重大なトラブルを引き起こす要因となっているのも現実のようである。

他方、2008年に日本において、全面的に施行された金融商品取引法の下では、子会社や関連会社を含めた企業グループ全体に渡る内部統制の構築が求められている。また、現地での労働契約法施行により、中国に拠点を置く外資企業では、優秀な人材を確保し有効に活用するための人材マネジメント戦略の練り直しが急務となっていた。中国企業が今後も市場で永続的に事業を発展させていくためには、人的マネジメントを含めた幅広い観点からコンプライアンス管理を徹底し、中国社会の特性を踏まえた上で有効に機能するチェック体制を確立することが重要な課題であるといえる。

中国の市場経済制度のインフラストラクチャとしての会計・監査制度の整備は、1985年1月に公布された「中華人民共和国会計法」から始まり、30年の歳月

に渡って、会計法、会計・監査準則の体系等を含む関連法律法規の大改定が行われている。

近年の動向を見ると、2005年11月7日と8日に中国財政部の中国会計基準委員会（CASC）と国際会計基準審議会（IASB）が北京で会合を開き、12月22日には、中国財政部副部長（財務省副相）王軍氏は、ニューヨークの会合で、監査基準でも国際監査・保証基準（IAASB）に収斂することで合意し、共同声明書を公表した。

これらの一連の努力の結果、中国において、2006年2月15日に、財政部により改正「企業会計基準」39項目および「監査準則」48項目が公表され、IAS（国際会計基準）、IFRS（国際財務報告基準）、ISA（国際監査基準）との統合化が実現したと考えられる。諸外国では、以前から、会計および監査制度は資本市場を支える最重要な経済インフラであるという認識に基づいて議論があったように思われるが、今や、中国においても、経済社会の発展を図る上で、欠かせない役割を果たす課題として受け止めている。

これは、金融ないし証券市場におけるグローバル化の流れは、より一層加速することを前提に国際的な歩調に合わせる事が何よりも重要であるということが背景にある。

ところが、2001年12月、会計・監査の先進国として認められるアメリカにおいて、その後の「会計不信」の震源となったエンロン事件などが相次ぎ、これを契機として、2002年7月30日、『2002年サーベンス＝オクスリー法』（俗称、企業改革法、SOX 法）が成立したことは周知のとおりである。

しかし、このような会計・監査制度の整備が進行する中で、2004年には日本において大和銀行株主代表訴訟事件、カネボウの粉飾決算、西武鉄道の有価証券報告書における不正問題など企業不祥事が次々と発覚した。こうした、不正問題の多発は会計・監査だけの取り組みで済まされるものではなく、金融市場・証券市場の主役である企業自身の規律付けないし経営者行動のあり方に対して、大きな課題を投げかけたのである。

日米を含む先進国で発生した一連の企業不正とその不正への取り組みを考慮し、今般、中国で行われた会計・監査準則への大改正が、中国の経済発展の原動力となる企業の発展ないし金融・証券市場の「正確かつ効果的な情報発信」に如何なる影響を与えられるかとの問題を念頭に、問題意識をさらに「拡張」して、制度の限界にも注目したい。そして、本論文では、これらの限界から、現行の制度への見直しあるいは国際的経験を踏まえつつ、新たな制度構築を提言するのを目的としている。

（2）論文の構成とその展開

本論文は大きく全5章から構成される。

まず、本論文の第1章は、中国における会計・監査制度の変遷と現状について検討する。本章では、中国の企業会計制度の発展過程を3段階に分けてその概要を検討し、監査制度においてはその体系に概略的に述べることにしている。

第2章においては、不正会計の防止に関する先行研究を分析する。

第3章の目的は、日本とアメリカおよび中国の監査制度における発展の跡を遡りつつ、監査における不正の対応策を検討することである。具体的な内容は以下のとおりである。まず、会計・監査先進国と解されるアメリカにおける、不正問題に対する監査上の対応の変遷について概観する。次に、日本の監査基準の改訂及び関連法律の改正について検討・吟味することで、不正のあるべき対応策を検討する。

第4章では、中国上場企業の不正会計の現状分析と監査制度及びガバナンスの変遷に焦点を合わせる。

第5章では、中国上場企業の不正会計の状況分析に対する不正防止のための制度の取組みに焦点を合わせる。

そして、おわりに、結論と今後の展望を述べている。

(3) 筆者の主張

いずれにしても、中国の企業統治制度を確立するためには、普遍的な企業統治原則を遵守しながらも、法律、金融、文化の側面をも考慮していかなければならないのである。

改革開放後は、国有企業の現代企業制度の確立をめざして、株式会社化を進めると同時に、国有資産監督管理体制の改革が進められた。その狙いは、国有資産の所有と経営を分離し、党や政府による国有資産運用と企業経営への干渉を断ち切ることであった。

党組織の関与は中国の企業統治の特徴の1つであるとした上で、その意義と役割を論じているが、「会社法」が2005年に改正される前の、党組織の位置づけが明確にされていない時点のものである。そのための法制度も整備されてきたが、その一方で、党の企業運営に対する関与の方途が強化されてきている。これは、政府は経営には直接関与しないとしながらも、政府と一体の党組織を通じて企業をコントロールしようとするものにほかならない。

換言すれば、利益の最大化をねらう企業の活動に対し、政府の関与は最小限にするという先進資本主義国の考え方とは異なり、中国では国益(=党益)を最優先しようとしていることに他ならないとされ、これについて筆者も共感し得るとする。

このような情勢の下で、中国的企業統治構造が出来上がり、特有の問題が存

在するのは当然である。中国経済がグローバル化していけば、形式だけでなく実質的に先進資本主義国並みの企業統治構造が求められていくものと考えられる。

そこで、実現のハードルは高いことを承知の上で、3つのことを提案している。

第1は、国有企業の民営化を加速することである。中国政府は、国有企業を安全保障や国家の命脈に関わる分野に限定しようとしており、地方国有企業もその数を減らしているが、その歩みは緩慢である。民営化すべき国有企業を明示し、年次計画を立てて実行してはどうであろうか。

第2は、民営化に当たっては、非流通株も含めて、国有株の大部分を手放すことである。民営化しても政府が筆頭株主のままでは、経営自主権は大幅に制約されてしまうからである。

第3は、第2と関連するが、筆頭株主に対抗し得る態勢を形成することである。李東浩は、中国独特の企業統治システムが抱えている問題解決には、「牽制力を有する株主が存在するような共同所有・共同支配型の企業統治構造が有効である」と主張しているが、これについて共感し得る。

その第一歩として、国有企業が抱えている非流通株を証券市場に上場し、広く株主を募り、国有大株主以外の株主が団結して、重要事項の決議に影響を与える程度の株式保有割合を確保することが必要である。

筆者が最も強く主張したいことは、中国の上場企業にとって、国家株や法人株といった非流通株の比率の高さからみれば「株主支配モデル」と言えるのであるが、経営者が政府機関から国家株を授権されている上場企業の現状を考察すれば、「株主支配モデル」とは数字上だけであり、実際は企業内党組織にいる経営者、すなわち「内部者」が中国上場企業のコーポレート・ガバナンスの今後の行方を左右している。このような問題から、政府は制度面から現在の内部者支配による影響を少しずつ緩和させるように法制化が進められている。今後、中国政府に求められることは、段階的に国家株および法人株の売却や流通を促進させるモデルケースを提示し、株式市場の安定を図りながら新しいコーポレート・ガバナンスモデルの構築を創り出すことを何よりも率先して実現していかなければならない。

中国監査委員会制度の設立に関して、第2章では、4人の観点から分類されているが、筆者の見解は、以下の通りである。

①現在の監事会制度の欠陥が多いことに鑑みて、米国の経験を踏まえ、監査委員会の制度を採用し、元からある監事会を廃止するべきである。ただし米国の方法は取締役の下に監査委員会を設ける形式であるが、この形式は中国に不適である。

具体的に、米国は1940年から監査委員会の制度を実施しており、すでに数十年の歴史があり、そして毎回の財務の不正行為をする事件の教訓の中で絶えず改善してきている。特にエンロン事件後の“SOX”の法案の中で、監査委員会の制度に対して更に改善を加えている。そして“監査委員会”の職責を強化して拡大し、権限を強化している。このことは中国が参考にすることに値する。

しかし中国の国情を考えると、中国で、監査委員会は形式上米国のように取締役会の下に設ける制度は導入すべきではない。取締役会から独立した監査委員会を設置すべきである。これは、中国の資本市場は、経済構造の大きい変革の中、国有上場企業の“株式独占”の現象が深刻である一方、米国や日本は、株式所有構造は比較的分散していて、そのような現象が存在しないことになる。現在の会計の不正行為に対する訴訟の実例から、すでにいくつか上場企業の株主が財務を利用して不正行為を行い、国有資産を大量に流失させ、個人や小グループの資産にしている実態が明らかである。したがって、不正行為を防止するため、“大株主”の権力集中を排除する必要がある。もし取締役会の下に監査委員会を設けるならば、明らかに独立性が不足し、“大株主”のコントロールをも抜け出しにくく、独立性を保証することができない。

②監査委員会は独立化すべきである。例えば「会社法」の中に明確な条文を設ける、特に監査委員会のメンバーの構成、及び職責、権限、規制を運営など法律上で保障すべき、更に会計監査及び監視・管理する権力を高める等の対象を講じるべきである。

総じて言えば、監査委員会は現在の監事会の法律地位よりもっと高く、権力はもっと大きく、独立性は更に強くし、管理監督効果を監査するのもっと大きい組織に担うべきである。

③企業の規模による監査委員会を設立するかどうかを検討する。監査委員会を設立するかどうか、現在中国はほぼ任意状態があって、会社法の中でまだ明確に規定していない。中国では、上場企業の資本金の規模の違いはとても大きくて、大きい企業は千億人民元以上、小さい企業は千万元まで存在する。そのため、上場企業の規模の大きさによる政策関連部門が規定を制定し、制定限界を確定して監査委員会を設立するかどうかを決定する。米国では法律の規定によって上場企業の規模が資本金2億ドル以上の会社は、必ず監査委員会の制度を設立しなければならない。この点も中国が参考にすることができる。

④監査委員会を法的に制度化すべきである。日本と違い、中国はまだ立法レベルまで達してない。内部統制制度は「会社法」またはその他の関連法規と関連づけられていない制度である。

先進資本主義国との基本的条件と国情の違いを無視し、諸外国の理論や経験を機械的に当てはめるだけでは、中国のコーポレート・ガバナンスは進展しな

いと思われる。将来、国有企業の民営化と外国資本の参入が進むにつれて、大きく市場経済化した証券市場の下で中国はやっと諸外国と同じ土俵の上で、コーポレート・ガバナンスに関して、議論することができるようになると言えるだろう。

以上は、日、米、中を通じて、各国の上場会社の内部統治構造モデルの比較し、分析して、特に中国上場企業に対して内部統治構造モデルを提示した。今後は整備された法制度や監査基準に即して監査が行われることが期待されている。

そして、「中国不正会計を防止するため、会計監査制度とガバナンスの相互関係の中、どのように制御できるのか」が、本論文の新しいポイントとしている。中国においては1990年代の初期まで国有企業が国民経済の中心を担っており、計画経済の下で実際にこれらの国有企業には現代的な会計、監査、内部統制制度は必要なかったと思われる。しかしながら、その後会社法や証券法等の法整備によって株式会社の設立が可能となり、さらに資本市場の創設に伴って、証券取引所に上場する会社も増えて、そして、上場はしていなくても、大規模あるいは中規模の企業も多数存在するようになってきた。まさに株式会社の出現、規模の拡大、取引の複雑化がもたらされ、これらの企業においてはもはや現代的な会計、監査、内部統制の体制を構築せずに、経営活動を行うことは不可能になってきたはずである。それにもかかわらず、中国では経済実態に法制度のあり方がなかなか追いつかず、会計法、会社法、証券法そして周辺の法規制が順次整備されてきたとはいえ、それら法律の内容の未熟さから、その後も会計、監査、内部統制制度の構築はなかなか進展せず、結局今日に至るまで中国では体系的な会計、監査、内部統制制度が構築されてこなかったのである。いかに中国の会社法制、会計、監査、内部統制制度の水準を世界レベルに引き上げるかは中国の上層部を悩ませる重要な課題の一つであると考えられる。

II 論文審査の結果の要旨

① 目的・テーマと論題

「中国における会計監査制度とガバナンスの現状と課題」というテーマ設定は、時流にあった適切なものと思われる。会計の世界では、国際会計基準へのグローバルスタンダード化、各国の会計基準のいわゆるアドプション、あるいはコ

ンバージェンスが叫ばれているが、次のステップとして、国際監査基準への各国の監査基準の統一化の動きが加速化している。どちらかという、費用と人手の節約をめざし、国際会計基準へのいち早い導入を決めたものの、監査の質が悪く、国内および海外の証券取引所への上場に際して、安価な資金調達を目的とした不正会計事例が頻発した中国の会社事例の多さの汚名を挽回するべく、監査の質を高めることを提言する本論文は、学術・実務の両面において、意義がある。しかも、会計監査制度という仕組みのみならず、仕組み（制度）を作ったあとの実際の運営面を考えて、その実効性を高めるための法的遵守性や、規律維持（ガバナンス）の視点も取り入れていることは、評価できる。

② 課題・問題設定と分析・結論

中国では、1948年まで、民間監査が実施されてきたものの、1949年以後は、政府監査も民間監査も実施されない状況が続き、1980年代にはいり、改革開放運動が始まって、ようやく、民間監査制度が再開される状況となった。100年以上の監査の歴史をもつ米国や、第2次世界大戦後から、60年以上に渡り、公認会計士監査が行われている日本とくらべると、監査の実務経験は乏しいといわざるをえない。そのため、監査の先進国である日本や米国をお手本とするものの、それをそのまま受け入れるのではなくて、是々非々で、良い点は吸収し、悪い点はそれを分析し、改善して中国に導入すべきとの視点から論理展開を図っている。特に、米国型ではなくて、同じアジアの日本型経営から派生する日本の会計監査制度やガバナンスモデルを基本とし、それを一部修正したものが、中国にとって有益であるとの提言を行っている。筆者の結論である監査委員会の導入（ただし、会社組織から独立したもの）は、ユニークな視点であると思われる。

③ 論文構成・論文の整合性・結論の適切さなど

第1章の「中国における監査制度の変遷」、第2章の「先行研究」、第3章の「不正会計と日米監査制度及び監査基準の変遷」、第4章の「中国の上場企業における不正会計の現状と監査制度及びガバナンスの課題」、第5章の「中国上場企業の不正会計とガバナンスに対する対応策」および、はじめに（序）、おわりに（結論）、今後の展望、という論文構成は適切であると思われる。中国と日本で、同じような制度があるものの、当然、言語が異なるために、必要に応じて、説明や注を付している。たとえば、日本では、公認会計士と呼ぶが、中国では注册会计师と呼ばれる。第2章では、中国の文献を中心に、本論文の作成のヒントや、結論の提言を導き出すための示唆となる各種論文を先行研究として、適切にあげて、分析している。

本文論文のあとに示されている参考文献は、日本語、中国語、英語と、順序だてて、記載されている。少し、ガバナンスに関する参考文献が少ない印象を受けるが、現状、中国におけるガバナンスに問題があり、いまだ事例研究が十分になされていない由縁の文献不足と言う事もできよう。

④ 論述展開・文章表現

筆者は中国からの留学生ということもあり、同じ漢字圏であるがゆえの表現のまちがい、不十分な部分が少しいなめなかったが、研究指導を通じて、改善され、最終論文には、改善されていると思われる。

⑤ 形式・引用・文献など

必要最小限の形式は充たしていると思われる。

Ⅲ 最終試験の結果の要旨

最終試験は、面接による口述試験を、主査および副査 2 名の 3 名の審査委員で実施した。

筆者が、今後の課題としてあげているように、中国では、いまだ、市場経済が完全に根付いているわけではない。また、証券市場も十分に整備されているとはいいがたい。そこで、本論文で提言している独立した監査委員会モデルを導入し、制度（しくみ）を整備しようとする筆者の論証と実証研究に裏付けられた提言を評価し、審査委員一同は、本論文の著者である張于暉氏が博士（商学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと認める。

2015 年 2 月 7 日

審査委員

主査 鯖田豊則

副査 増田正敏

副査 田宮治雄

博士学位論文 内容の要旨および審査結果の要旨（第 20 号）2015 年

2015 年 6 月 1 日

編集・発行 東京国際大学
〒350-1197 埼玉県川越市的場北 1-13-1
